

訪問購入に関するトラブルが増えていますのでご注意ください！

「不用品を買い取るというので、家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」など、自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。特に 60 歳以上の高齢者の割合が全体の約 7 割を占めているのが特徴的で、中には終活でまとまった不用品を処分する際にトラブルに遭うケースもみられます。

そこで、自宅で衣類や貴金属の買い取りが行われる際にどのようなトラブルが起きているのかを紹介するとともに、消費者が制度やルールについて正しく理解し、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、消費者への注意喚起に関する情報提供をいたします。

相談事例

1. クーリング・オフの説明を受けないまま契約した。契約書に記載された内容もずさん
2. 形見の指輪を返してほしいが、転売されてしまった
3. ダイヤの指輪を返してほしいが、紛失したと言われた
4. 売却を迷っていたら購入業者が 1,000 円札を置いて商品を勝手に持ち去ってしまった例
5. 貴金属はないと伝えたら大声で怒鳴られ、怖い思いをした
6. クーリング・オフをしたいが購入業者と連絡がとれない

消費者へのアドバイス

1. 突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう
2. 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう
3. 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう
4. クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます
5. 購入業者とトラブルになった場合には消費生活センターに相談しましょう

「借金・ヤミ金融に関する無料相談会のお知らせ」
弁護士・司法書士が対応します。

日 時：10月21日（土）10：00～16：00

場 所：旭市青年の家（二の5127番地）

※事前予約が必要です。



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました NO. 35 ～妹の借金を兄弟が返済をする義務はありますか？～

Q

妹がたびたび消費者金融より借金を繰り返して派手な生活をしている。借金の返済に困ると両親にすがってくるため、両親は娘のためと借金を肩代わりしている。しかし、両親も高齢になり収入も年金のみで妹の借金返済が生活に影響しているため、妹には生活態度を改め自分で返済するよう説得しているが、なかなか状況が変わらない。妹がした借金について家族にも支払う義務はあるのか。



A

たとえ親・兄弟であっても保証人等になっていない場合は、借金の返済義務はないため、貸金業者等から請求されないことを伝えました。また、本人に代わって安易に身内が肩代わり返済をしてしまうと正常完済の情報が登録され、借入枠の拡大などでかえって借金が増えてしまい、逆効果になることを付言し、なるべく早く消費生活センターに債務整理について相談にくるよう伝えていただきました。

※相続が発生した場合には、親族の借金について返済義務が生じることがあるので、その際は相続放棄等について早めに法律相談しましょう。

参考：保証人の種類と役割

- ・連帯保証人…一つの金銭貸借契約等に対し、その債務額を保証する。主債務者に資力があるにもかかわらず返済を拒否した場合でも返済義務が生じる。
- ・保証人…一つの金銭貸借契約等に対し、その債務額を保証する。主債務者に資力があるにもかかわらず返済を拒否した場合は、「主債務者に対して請求すること」や「主債務者の財産の強制執行」などについて主張することができる。
- ・根保証人…一つの金銭貸借契約等に対し、極度額を上限とし主債務者が何度も借入を繰り返している場合に、その債務について完済による契約解除をするまで、常に債務保証し続けなければならない非常にリスクの高い保証。

☆多重債務等でお悩みの方は、すぐ消費生活センターへ相談ください

旭市消費生活センターでは、借金等の返済で困っている方（いわゆる多重債務者）の相談を受け付けています。相談の内容と状況を整理した後に、弁護士との面接相談の予約を入れます。相談者と弁護士の双方の都合が合えば早ければ即日面談も可能で、初回は30分無料です。※消費生活センターとの相談は常に無料です。